

郵送による戸籍謄抄本等の必要書類について

別紙

①申請書

- ・ 確認事項があればお電話しますので、日中に連絡のつく電話番号（携帯電話等）を必ずご記入ください。
- ・ 申請書は自筆したものをお送りください。

②本人確認書類

- ・ 申請される方の本人確認書類の写しを同封してください。
※運転免許証、マイナンバーカードなど現住所地が確認でき、顔写真の付いた本人確認資料（お持ちでない場合は、健康保険証と年金手帳など2点）のコピーをお送りください。（パスポートは不可）
※コピーをとる際には現住所地と顔写真が確認できる券面をお願いします。

③手数料

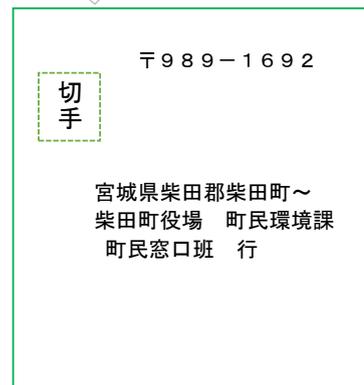
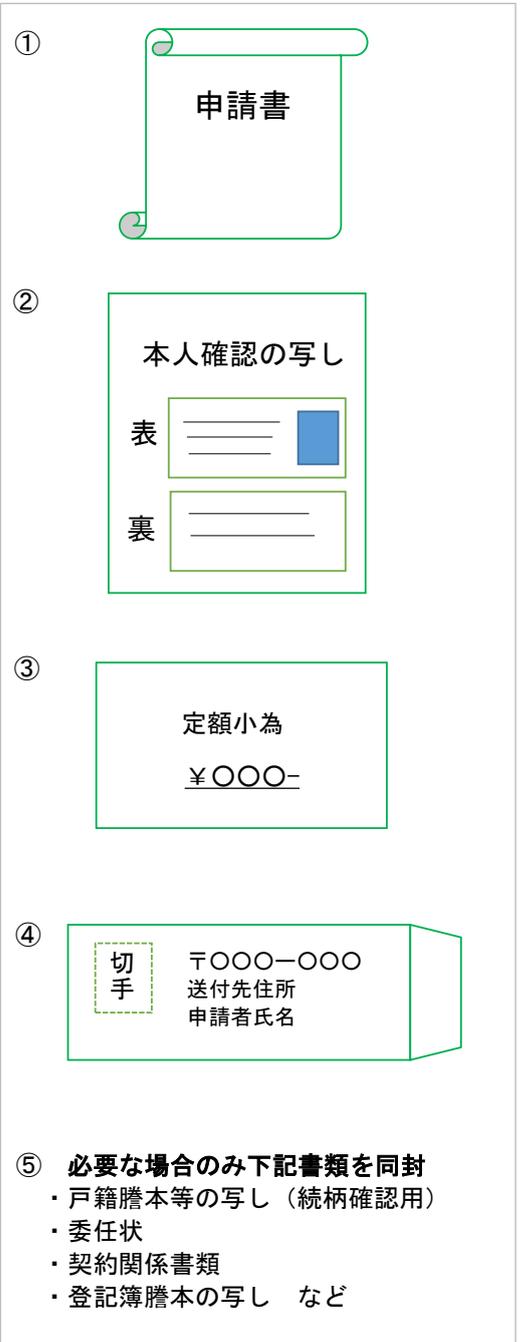
- ・ 郵便局の「定額小為替」を同封してください。
- ・ 現金を同封する場合は、現金書留をご利用ください。
- ・ 必要になる戸籍数がわからない場合は、定額小為替を多めにお送りください。
※「出生から死亡まで」の戸籍を請求する場合、概ね3,000円～5,000円分必要になります。

④返信用封筒

- ・ 申請者の住所と氏名を記入し、切手を貼付してください。
※送付先は申請者の住民登録地に限ります。

⑤疎明資料（該当者のみ）

- ・ 申請する戸籍に記載されている人と申請者との続柄（親族関係）が確認できる戸籍謄本等の写しや委任状等が必要です。
※申請する戸籍に申請者の記載がある場合や柴田町にある他の戸籍で続柄が確認できる場合は必要ありません。
※委任状は原本に限ります。



【あて先】
〒989-1692
宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号
柴田町役場 町民環境課 町民窓口班 宛

戸籍謄抄本等交付申請書（郵送用）

記入例

令和 6年 4月 1日

〈はじめに〉 この申請書のほか、下記の資料を同封してください。（詳細は別紙）

- 本人確認資料…運転免許証、マイナンバーカードなど写真が貼布されている本人確認資料（お持ちでない場合は、健康保険証と年金手帳など2点）のコピーを同封してください。
- 手数料…郵便局で『定額小為替』（記入不要）を購入して同封するか、現金書留でお送りください。
- 返信用封筒…あて名等を記入し、切手を貼ってください（申請枚数が多い場合は、余分に切手を同封してください）。送付先は、申請者の住民登録地です。
- 疎明資料…本人又は同一戸籍の方以外が請求する場合は、請求事由について客観的に確認することができる資料（委任状やの直系親族であることが確認できる戸籍のコピーなど）が必要です。

①申請者	氏名	柴田 はなみ	生年月日	明・大・昭・ 平 ・令 10年 7月10日
	住所	〒 989 - 1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号		
	電話番号	0224 (55) 2113		
②必要な戸籍	氏名	柴田 太郎	生年月日	明・大・昭・ 平 ・令 38年10月20日
	本籍	宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番		
	筆頭者氏名	柴田 太郎	①との続柄	父
		手数料（※2）	謄本（全部事項証明書）	抄本（個人事項証明書）
③必要な書類	1 戸籍	1通 450円	通	通
	2 除籍	相続等で③の「必要な書類」が不明な場合は、そのまま④の「使いみち」へお進みください。		
	3 戸籍			
	4 身元			
	5 その他	具体的な証明書の種類（内容） () 必要数 通		
④使いみち	該当項目をチェックしてください。			
	<input type="checkbox"/> 出添付用 <input type="checkbox"/> パスポート申請 <input type="checkbox"/> 年金手続き <input type="checkbox"/> 保険手続き <input type="checkbox"/> 義変更、廃車等 <input type="checkbox"/> 金融機関提出 <input type="checkbox"/> 【氏名】と【氏名】の続柄が確認できるもの <input type="checkbox"/> (具体的に)			
	相続等で③の記入が分からない場合は、次の項目を記入してください。 <input type="checkbox"/> 相続【氏名】の死亡に伴う相続手続きで、 <input type="checkbox"/> 死亡の記載のあるものが 通必要 <input checked="" type="checkbox"/> 出生から死亡するまでの戸籍が各 2 通必要 <input type="checkbox"/> 婚姻から死亡するまでの戸籍が各 通必要 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に)			
備考	※その他、戸籍を請求する上で伝えておきたい事があれば、こちらに記入ください。			

※1 その他の証明書の手数料は種類によって異なりますので、町民環境課までお問い合わせください。
 ※2 手数料は各市区町村によって異なりますので他市区町村へ申請する際は、事前に電話等でご確認ください。